

陳述書

[redacted]
 [redacted]
 [redacted]の目的の前半の後、専断の事情からこれを断念し、1年間は大阪府税務局に勤務して幸願しましたが、司法試験が諦められず、大阪大学大学院法学研究科に入学しました。[redacted]
 [redacted]大学院に入るを研究者を目指すように、大学院は4年間で単位を修得し、中途退学し直ちに、平成2年4月より、文部教官助手(後に助教)として、愛媛大学に赴任しました。専攻は国際私法・国際取引法です。この間、法学修士号、博士号(法学)を大阪大学より授与されています。愛媛大学赴任時より、現在に至るまで、種々の重大な、あるいは軽微であっても継続的で陰湿なハラスメントによって、精神的苦痛を被ってきました。教員ら相互の人間関係と学内政治により、ハラスメントの全体性と継続性が生じます。有力教授らの、人事に対する影響力を通じた学科教員に対する支配的権力が存在し、集団心理によって惹起される、自分も対象にならないかという恐れや、下位の者が上位者の顔色を伺い、乗り遅れることで有力者に睨まれる心配、また、経済学系の教員からする法学系教員への人気取りという学内政治の側面から、通常そのような行為を行わない人格の者であっても、その中に入ってしまうと、郷に入っては郷に従えとして、ハラスメントが集団の全体に及び、また長期間に渡って、人が変わっても受け継がれて行きます。

以下に、その詳細を説明します。

I 愛媛大学への就職の経緯

愛媛大学と私との関係は、平成元年夏頃、同大学教授である矢野達夫氏が、同氏の母校である大阪大学大学院に在学中の私に対して、後輩である大阪大学法学部の助手を通じて就職の打診をしたことに始まる。更に、同氏自身が「遠いところであるが来る気はあるか」と、電話で私の意向を確認した。国際私法・国際取引法の教員を探していた同大学法文学部法学科の私法グループ(当時、後の応用法講座、講座と同一の機能を有するので、以下、この陳述書では講座と表現する)より委嘱を受けたものである。私には長文の判例評釈はあったものの、公刊された論文が無かったので、助手として採用されることになった。実は、このころ香川大学への就職の話があったが、論文の公表を待って講師として採用するというものであった。この競合を知っていた愛媛大学が、青田刈りの意味合いで助手採用を持ちかけ、先手を打ったのである。論文の公刊を待たず、翌年4月採用ということであった。平成元年秋に、直接の採用担当者であった宮崎幹朗氏(当時、助教授)が来阪し、私の面接を行った。同氏はラフなチェックのシャツにジャケットという服装で、私は紺のスーツにネクタイという服装であり、終始和やかな雰囲気であった。このとき、宮崎氏より採用の条件や採用手続についての説明を受けたが、採用についてはほぼ間違いないとされ、「論文1本で講師、2本で助教授となる。あなたは最短で2年で助教授となる。実際そうなる人が多い。教授になれるかは保証できないが、ここまでは[助教授までは]全く問題が無い」と、言われた。このことが、私が愛媛大学に就職を決めた非常に重要な動機となった。また、同時期に、宮崎氏自筆の書面をもらったが、同様の内容が書かれていた。その後、赴任までの間に、宮崎氏の態度が変化し、妙に事務的であったり、電話応対が不機嫌であったりするようになった。私には事情が飲み込めなかったのであるが、Ⅲに述べるような状況が存在したようである。

平成2年3月の赴任直後には、同一講座所属の教員らの研究室を回り、挨拶を済ませ、

同年4月の法文学部教授会における新採用者の自己紹介においても、「研究者としての第一歩をこの愛媛大学において始めることができました。骨を埋める覚悟でおりますので、よろしくお願い申し上げます」と挨拶を行った。

なお、私の採用時には、愛媛大学の法文学部という学部組織の下、法学科、人文学科、経済学科という三学科が存在し、各学科が、学生募集ないし教員人事を各別の基準及び手続によって行っており、学科会議が実質的な教授会であった。もともと形式的には法文学部教授会が唯一の教授会であり、これは各学科の教員全員により構成され、総勢100名ほどの会議となっていたので、法文学部教授会はほぼ名目的な存在であった。もとより他学科の人事に介入するようなことはなされない。法学科には、私法講座、公法講座、政治学講座の三講座があり、これが教員組織の基本単位となる。人事については、各講座毎に、講師・助教授、教授のポスト数が割り振られており、講座の専権事項であり、他講座は口出しをしないという慣行が存在する。そして、講師・助教授までは、単一のポストを用いているので、この間は他の教員との競争関係が存在しない。後に、法文学部改組により、法学科と経済学科が合併し、総合政策学科となったが、学内的には学部組織と同等とみなされ、人文学科とは名実ともに別学部となった。総合政策学科になっても、講座の人的組成には変更が無く、ただ名称のみが、法学系においては、私法講座が応用法政策(以下、応用法)講座に変わり、公法講座がガバメント講座、政治学講座が政策情報科学(政治系)講座となった。いずれにしても、かつて(研究)助手は講義負担がないので、「遊ばせている」ポストとなってしまう。本来は、この間にできるだけ早く論文を公表させ、講師として教育を担当させる必要があった。なぜなら各教員はそれぞれの専門分野ごとに、必要な講義科目を前提に採用するので、他の教員によっては代替不可能だからである。事実、国際私法や国際取引法などという講義科目が、学生に交付される履修科目表(「履修の手引き」)に掲載されているので、本来開講が必要であるのに、長く不開講措置が執られていた。法文学部改組後は、このことが特に旧経済学科の教員より問題視され、本来私が行うべき科目を、非常勤講師を招いて開講するというようなことが行われたこともある。

よく大学の自治とは教授会の自治であるというようなことが言われる。各学部の専権事項が多く、大学本部や他学部から、各学部の決定に介入することがほとんど皆無だからである。そして教授会の自治とは、講座の自治を意味するのである。特に、講座所属教員の人事や、講座に所属する研究室及び準備室などの施設管理については、縄張り意識が強く、講座の決定が絶対であると考えられている。従って、一旦、所属講座の有力教授に睨まれると、どのような業績があろうとも、決して昇任できず、それどころか当該学部では「生きて行けない」などと言われるのである。

Ⅱ 昇任の著しい遅延と不公平な取り扱い

1. 昇任の著しい遅延

(1) 昇任の著しい遅延

平成2年4月に愛媛大学に奉職後、人事基準を十分満たした上で(論文 1 本以上)、大学側に、再三に渡り、講師への昇任を申し入れて来たにも関わらず、平成20年10月に至るまで、これが認められなかった。その上、平成21年11月には、講座会議において、平成22年4月以降昇任予定となる、准教授昇任案件が拒絶された。法学系教員の講師及び助教授・准教授人事としては、全国的に見ても極めて異例の遅さである。人事講座会議は昇任手続きの第一段階であって、その後、数ヶ月を経て、最終的には人事教授会において採決に付されることになる。私としては、平成 22 年中の准教授昇任を目指して、この時期に所属講座に対して申請したのである。すべての教員の昇任及び採用人事が講座から開始され、これを通過し

なければならない。被告も認めるように、通常、所属講座の有力教授から声をかけられることから始まり、自ら申し立てることは、手続き上規定されているとしても、異例のことである。後述のように、この昇任案件否決の主たる理由が、「平成22年 3 月末の状況をみて、昇任の可否を判断する」という、私には寝耳に水の、平成 20 年 3 月の講座決定に反するということであった。

この間、総合政策学科の、特に法学系教員として、私よりも年齢的にも若く、在職年数においても少ない人を、私よりも少ない業績において、次々に講師、助教授・准教授として採用ないし昇任させてきたのであり、年数を経るに従い、これをみる私の苦痛は極めて大きくなって行った。有力教員らが、私を「飼い殺し」にするとして、何ら有為の職務にも就かせず、長年に渡り昇任を放置されたのである。「飼い殺し」というのはかつて公法講座の有力教授であった東平好史氏の表現であるが、この雰囲気はずっと継続していた。このように私を学科におけるただ一人の助手・助教という最も低位の職分に置き続けることで、私の研究業績や人格を貶め、溜飲を下げる見せしめ的人事である。准教授昇任申請にしても、とにかく順調に行わせることを良しとせず、何かにつけて難癖をつけるのである。今度はただ一人の講師とすることが狙いであろうか。

Ⅲ 嫌がらせの実態

1、嫌がらせの発端

(1)採用時における問題点。平成2年4月以前。

①[]教員(現在、総合政策学科)は、当時、教養部に所属していたが、「法学」の教員として、法学科教員、特に、矢野氏及び宮崎氏とも深い親交があった。私とは、出身大学、大学院が共通で、[]氏が先輩に当たる関係にあり、大学院時代にも一定の親交があったが、その当時から、あまり快く思われてはいなかったように思われる。[]教員が、一年早く、愛媛大学に赴任していた。この教員が、赴任以前に、私が、「一年程度で、母校に戻される」、あるいは、大学院時代に、後輩の男性大学院生と「性的な関係があった」などといった、とんでもない中傷を、特に、法学科教員の、宮崎氏(当時、助教授)、矢野達夫氏(教授、転出)を通じて流布せしめた。これによって、私が所属する予定の法学科教員組織において、愛媛大学が腰掛けであり、同大学を「食べ物にするつもりだ」という認識が共有されており、あるいは、同性愛者であるという噂が広まっていた。そのため、私が赴任時点で、既に、私に対して、陰悪な雰囲気が存在していた。特に、宮崎氏は、私の採用担当者であって、世話役のような立場にいたため、同氏に対して「そんなに熱心に世話をすると馬鹿を見る」といった話がなされ、そのような感情を抱かれた点で、私が組織内にとけ込むことを阻害するような効果を有した。

②私が、愛媛大学に就職が決まって後に、スキーに出かけ、足を故障したために入院・手術を余儀なくされ、その結果、愛媛大学教員らへの採用の、お礼、及び、挨拶が、赴任直前の3月末にずれ込んだ。宮崎氏より、入院中に、一度、愛媛にきて挨拶するように何度か催促があり、私は、病院から電話をかけて、先のような理由を説明したが、極めて不機嫌であった。松葉杖をついてでも来いというような、みんなの雰囲気であるなどが伝えられた。私は、絶対安静の状態でもあり、直ぐには行けない旨伝え、リハビリを早く切り上げて何うというような説明をしていたが、この入院を疑われていたようにも思われる。これが、①の事情と重なり、その陰悪な雰囲気を助長したようである。特に、同期に同じ助手採用となった横林隆司氏が採用決定後、挨拶に訪れたことは知られていた。同氏は、京都大学法学部出身者であり、同じ法学部講師の同志の教授らから可愛がられていた。

(2)採用直後の問題点。平成2年4月から数ヶ月の間。

①私が、新規採用者として、赴任直後から、前述の噂に加え、頭が高いといったような、芳しくない評価に晒されていたが、特に、新しい研究室に、必要な備品、家具、書籍の運び込みを行っていたところ、その騒音がうるさいという陰口がきかれていた。ちょうどそのころ、[]教員(当時、経済学科講師、転出)が、故意に、研究棟の廊下をバタバタと音を立てて歩き回り、私の立てる騒音であるかのように装い、法学科のベテラン教員らが私に対して咎め立てするようなことがあった。しかし、そのような偽物による音立て行為であっても、むしろ、これを奇禍として私の行為として擦り付けたように思われる。[]教員は、法学科の若手教員から、私が「ずいぶんと悪い奴だ」と聞いていたので、そんなことをしたと言っていたそうである。

②法学科教員らの研究室は、現在の法文学部本館の7階及び8階に集中していたが、7階のちょうど中央あたりに、文具などを保管してある6畳ぐらいの広さの準備室があった。私が、その中にある大学の紋章の入った封筒を取りに行ったところ、後から入ってきた、[]教授

(転出)が、封筒を持っている私を見るなり、「封筒を使うな、愛媛大学を食い物にするのか」と、血相を変えて叱責した。私は、何のことか分からず、ただ突然そのような訳の分からない叱責を受けたので、腹が立って、同教授の眼前で、準備室の戸を大きな音を立てて、パタンと閉め、出て行った。

教授は、公法講座(現在のガバメント講座)の有力者であった。氏はまた生長の家という宗教団体に所属しており、当時は、遺族会の招請もあり、松山地裁に係属中の憲法訴訟のために愛媛大学に在籍していた。これより先に、私は、氏より、氏が同宗教団体の関係者であることを告げられていた。これは矢野氏が同一講座の有力者の悪口を言うことにならないように配慮しつつ、同じ基礎法で親交の厚かった氏を通じて、私に対して注意喚起を行ったのである。しかし、むしろその他の法学系教員ら、特に後述の氏が氏に対して上記の悪口を吹き込んでいたため、上のような氏の態度に通じ、新進の研究者にとって、最も注意すべきような、宗教団体との軋轢を生むこととなった。意図的に若手研究者つぶしのため、これを利用されたのである。

③ 教授(商法、転出)との確執。

教授は、当時の私法講座(現在、応用法講座(私が所属する))の有力者であり、大変、癖のある人物として知られていた。隙を見れば、策略を弄して、人を潰す、というタイプの学者である。特に、私の属する講座の有力者として、また、商法は、商法同士、結束するというのが研究者の一般的傾向でもあり(後述する教員も、商法であった)、特に、このような何をするか分からない豪腕タイプの有力者には、講座全員が言うことを聞き、他講座の教員も、それを尊重するため、教授との確執が、その後、私が被るようになったハラスメントにおいて、極めて重要な意味を持つ。

氏は商法の中でも特に海法分野を専門とする。これが国際取引法分野と競合する関係にあることも、私が目を付けられた一つの要因である。愛媛大学における国際取引法の前任者である岩崎一生氏は、著名な国際仲裁人であり、その後、立命館大学から名古屋大学へと引き抜かれていった人物であるが、国際私法学会会員でもあるので、学会の折に次のような話を聞いたことがある。すなわち、氏に睨まれたせいで、愛媛大学にいる時には自分も大変であった。居辛くされたので、在外研究に活路を見出さざるを得なかったとして、私にもそれを勧めてくれたのである。外資系企業の法務部から愛媛大学教授としてヘッドハンティングされたような人物であっても、もう愛媛大学には居られないと思わせるほどのことがあったのである。また、愛媛大学の国際法の教授であった城戸正彦氏は定年を待たずに松山大学に転出し、後に同大学学長となった人物であるが、氏との確執が原因で追い出されたと言われている。

i) 私を含む、数人の新採用者のための、法文学部歓迎会が催された。これは当時から、法文学部の慣例となっていたものである。その二次会が小さなバーで催され、私も参加していたが、その終了後、小銭の必要であった教授に、私が500円硬貨を差し出した。後日、教授が返金に訪れたのであるが、その、硬貨を差し出した私の様子、及び、教授が返金した際の私の様子が、気に入らない、頭が高いと、周囲に漏らしていた。助手が、教授に対する態度としては、平身低頭してよほどへりくだらなければならない、ということである。

ii) 教授が、私をテニスに誘った。私は、そのような嗜みがなく、また、人付き合いが苦手な方であったので、これを断った。実は、本人が嫌がるテニスへの誘いに応じるか否かが、講座のボスとしての、私に対する最後のチャンス、あるいは、最後通牒であった。これ以降、私は、「愛媛大学を相手にしていない」、「私ら(愛媛大学の教員)を馬鹿にしている」といった風評を広められ、何かにつけ、因縁をつけられるようになった。

学者という職業にある者は、何らかの些細なきっかけで、あいつは面白くない、頭が高い、嫌いだ、といった感情を抱くと、このような仕儀に至ることがまあり、一般社会とはかけ離れた象牙の塔の中で、このような極端な傾向が一般的にみられるものである。特に、教授のよ

うな人物に睨まれるのが怖いため、他の、教授以下、助教授、講師に至るまで、その嫌がらせの輪に加わらざるを得なくなる。こうなると、個々の教員は、いわゆる良い人であったとしても、また、私とはあまり関わりのない人、そんなに悪い印象を抱いていない人であっても、全員参加、あるいは黙認という状況になる。

(3)その後数年間の事情。

① 平成3年5月等における転出の話

平成3年5月に、当時、関西大学法学部の国際私法担当教授であった本浪章市氏より、同学部への採用という就職の話があった。これは私の出身大学である大阪大学の指導教授であった松岡博氏が自宅に電話してくれたものであり、私が春季の国際私法学会に出席したときに具体的に話を進めるということであった。しかし、この後に、~~松岡氏~~氏より、松岡氏に電話があり、全くのでたらめであったが、双方に互いの悪口を伝えるなどしたため、うまく進展しなかった。

その後、平成3年秋ごろより、平成4年7月に私が東長戸宿舎に入居するまでの間に、やはり松岡氏より、自宅に電話があり、愛媛大学に挨拶に訪れることになった。これは~~松岡氏~~松岡氏より、~~松岡氏~~松岡氏が新設されるので、これに採用するという就職の話であり、その前提として私の現所属に挨拶を行うというものであった。私が、以前より同氏に窮状を説明し、就職の斡旋を依頼していたためである。私が同氏の身の安全を心配して、「お一人で来られるのですか」と聞いたので、同氏自身は翌日、愛媛県にやって来たが、更にその翌日、大阪大学法学部教授であった渡辺惺之氏が愛媛県に came。松岡教授が来県した際は、私が松山空港まで同氏を迎えに行ったのであるが、予定の時刻より1時間ほど遅れて同氏の航空機が到着した。同機が伊丹空港を出発時に、爆発物の予告電話があり、その調査のために、出発が遅れたのであった。翌日、渡辺氏が合流して、兩人を案内し、当時の愛媛大学法文学部学部長であった三島宣也教授(法学科、私法講座、民法)の研究室において、面談がなされた。私は、女性の教室事務官にお茶を出すことを依頼し、面談が終わるのを待っていた。ところが面談後、渡辺氏より、現所属において「土下座でもしてみんなの了解を得るように、そうする気になったら、大阪の同氏らの「研究室までいらっしゃい」と言い渡された。同氏が、愛媛大学の所属に対して気を遣って、私への就職話を現所属の周囲より伝えさせることを意図したのである。このことがなされず、この話も頓挫してしまった。

なお、平成5年1月ないし3月の間に、当時立命館大学国際関係学部教授であった岩崎一生氏より、新たな就職の話があった。鈴鹿国際大学が新設されるので、その国際取引法の助教授として採用したいということであった。教員募集について、氏は仲介を依頼されていたのである。まず電話により私の意向を確かめた後、立命館大学の校名入りの便せんに書かれた書簡によって、必要書類や手続等について説明があった。しかし、履歴書や業績表などを同氏宛て送付したものの、これも愛媛大学法文学部法学科~~松岡博氏~~松岡博氏の~~松岡博氏~~教授が、電話により、中傷を伝えた結果、不採用となってしまった。岩崎氏と~~松岡氏~~松岡氏は、岩崎氏が愛媛大学に在職中、親交があったのである。新設大学が設置基準を満たすために教員を集めているのであり、公募によらず、個人を指名して始まる人事が潰れることは余り考えられない。~~松岡氏~~松岡氏も後に教授になった大学であり、私が京都大学学問博士を修得したことも意味がなかった。~~松岡氏~~松岡氏も愛媛大学の教員らに嫌われたものである。武井氏、西地氏、戸澤氏も~~松岡氏~~松岡氏。当時の法学科には、京都大学出身者が多かった。

特に、平成3年における現実の転出の話があった後、周囲の私への反感が更に高まり、東長戸宿舎入居後は、職員らによる下記のような悪辣な嫌がらせに遭遇することとなった。

②私が就職した直後から、私が研究室にいと、絶え間ない騒音に悩まされるようになった。

当時の研究室は、研究棟の7階であり、講義棟とは離れているので、学生が出入りするこ

とは希であった。しかし、私が研究室にいと、他の教員が、パタパタと意図的に大きな足音を立てて歩き回る、研究室前の廊下で教員同士が大声で会話をする、鍵束を振って意図的に音を立てて歩くなど、の騒音を次々と立てられる。

あるいは、頃合いを諮って、私以外の、同じ廊下沿いの研究室の複数教員らが、ドアを力任せに閉めて、一斉に大きな音を立てることがあった。まるで花火大会のような華々しい騒音である。

私はこの時まで、このように直裁な他人の悪意に直面したことがなかったので、非常に当惑し、全く訳がわからなかった。

例。

i) あるときに鍵束の騒音がひどいので、廊下に出てみると、ちょうど〇〇教授が、これを行っている最中であつた。私の顔を見ると、平然とこれを続け、私の研究室の近くにある共同研究室のドアを、尋常ならざる大きな音を立てて閉めた。その後も、同様な音立てを、ほぼ毎日午後5時過ぎごろに、行っていた。〇〇教授は、私の出身大学の先輩であり、学究タイプの研究者として、相当程度に信頼していただけに、これにはひどいショックを受けた。恐らくは、〇〇教授と同じ講座の有力者であつた〇〇教授や、私法講座の〇〇教授の顔色を窺っての行為であらう。

ii) 〇〇教授(商法、転出)が、自身の研究室と、廊下を隔てた共同研究室との間を、何度も往復して音立て行為を行っていた。サンダルで、すり足で歩く奇妙な音を立てながら、研究室に入室する際にも、ドアを力任せに閉めて音を立てる。これを毎日、一定の時刻に、何度も繰り返す。シュシュシュ・・・、バツタン、シュシュシュ・・・、バツタン、・・・と、ほとんど間髪を入れずなされるので、同氏は研究室内で何の用事もこなすことができないはずである。あからさまな音立て行為である。一度、〇〇氏の研究室に注意に赴いたところ、肩で息をしながら平然と世間話をして、唐突に、印象派絵画の絵葉書を私に差し出した。しかし、その後も、一向に、これが収まらなかった。これも、〇〇氏の強力な後ろ盾であつた〇〇教授の指示があつたと、思われる。そのとき〇〇氏は、1年後に関西の大学への転出が決まっており、〇〇氏に悪意を抱かれることを警戒せざるを得ない状況にあつたのである。

③藤川研策助教授(当時。商法。定年退官)に、法文学部の多数の教員の面前で、プレザーの後ろ襟を掴まれ、恫喝されたことがあつた。

法文学部の入学試験における小論文の採点業務に従事していたときである。武知教員が退職後は、藤川教員が私法講座の実力者となり、後には、学部長を二期連続して務め、更に、平成16年4月から平成18年2月まで、副学長、同期間、教育研究評議会評議員となった。私に対するハラスメントも、平成24年3月に氏が退職するまで、同氏が引き継ぐこととなる。教育研究評議会とは、大学の最高の意思決定機関の一つであり、このような立場の人物がハラスメントの中心的な役割を担うと、学科内に反対者がいなくなり、ほぼ全員が右へならえとなる。また、他学部・学科も、その意向を尊重する。しかし、藤川氏は研究業績が相当少ない。腰が低くて「人間が良い」というのが一般的な人物評であり、学内行政において出世した人物である。しかし、腰が低いのは、自分にとって有益な相手方に対してのみであつた。特に、講座所属の、自分より地位の低い相手には全く違う顔をみせるのである。私のように、研究センターのタイプで、人付き合いが苦手であると、頭が高いと思われ、疎まれることになる。

④平成2年ごろ、〇〇教授(刑事訴訟法、公法講座、定年退官)が、自分のゼミナールの時間に、ゼミ生に対して、私のことを「やす、だ」と言った。「やす」とは、この地方の方言で、専ら男役となる同性愛者のことである。この当時、〇〇氏は、自身の研究室でゼミ授業を行っており、私が、同氏の研究室の前を通りがかった際に、私の名前を挙げて、そのように表現しているのを偶然、耳にしたのである。これは恐らく、〇〇氏が、私の採用時に吹聴したデマが

基になっていると思われる。学生一般に、私に対する、そのような性的倒錯の噂が広まって行った。学生に対する、このようなデマの流布は、他の教員においてもあったのである。

藤川氏は私の出身大学院の先輩に当たる。同氏の大学院時代の指導教員であった高田卓聖氏に疎まれ、学内紀要への論文の掲載を拒まれたため、自身でガリ版印刷を行った小冊子により大学教員としての就職活動を行うなど、ずいぶん苦勞した人であった。その後、広島県の私立大学事務職員として就職していたところ、矢野氏の伝手で、愛媛大学における刑事訴訟法の教授として採用された。矢野氏によれば、刑事訴訟法の講義担当者がどうしても必要であったので、足元を見られて、そのようなガリ版印刷によって、教授の要求に答えなければならなかったとされていた。このような人からみると、私のように恵まれた立場で、教員として就職できた者を妬む気持ちがあったかもしれない。藤川氏は、私の新採用時代に、「不破はちゃんとしているが、冷たい感じだ、それに比べると、私は人間味があって良い」という趣旨の話を周囲に漏らしていたのである。

⑤学内において、全く見ず知らずの学生らが私の姿を見かけると、藤川氏の言った上記のような表現で噂をしているのを、しばしば聞くようになった。私は、教養部の授業を短期間行ったことがあるだけで、法学科では講義やゼミを持っていなかったので、学生との接触は皆無であったと言ってよい。しかし、赴任直後には、「坊ちゃん」などとあだ名されて、学生らが遠巻きにこのように言っているのを良く耳にし、これが若い男性教員に対する歓迎の意を表明しているものであると好意的に受け止めており、内心嬉しくもあった。これを口にする学生らの表情も明るく、新任教員に対する期待を感じさせた。しかし、上記のような噂が生じた後は、同じく坊ちゃんと呼ばれるとしても、学生らの表情や口調から、著しい含意の相違があり、むしろ偏見と嘲笑の対象であるように感じた。全く見ず知らずの者が、何故にそのような噂をするのであろうか。原因が法学科教員らにあるものと考えざるを得ないのである。

⑥平成3年から4年ごろには、他の、法学科教員とは殆ど口をきかないという状況になっていた。数名の親しい事務職員との会話が唯一の息抜きであった。

事務職員も有力教授の意向を汲む傾向にあり、私に対する態度は一般に冷淡である。むしろ積極的な嫌がらせがなされることもあり、その原因は、主として、法学科教員らにより、私が愛媛大学のことを考えていないというような悪口を聞かされていたことにある。なお、当時、法文学部事務部の職員に聞いたところによると、意趣のある複数の教員らから、私に対する嫌がらせを「何かせい、何かせい」と「やいのやいの言われる」とのことであった。また、研究棟の教員研究室と同じフロアに執務室のある教室関係の事務官によると、私と懇意にしていることが知れると、「むやみにうるさく言われる」。自室のドアの開閉がうるさいと怒鳴り込まれて、扉周りに緩衝材を取り付けた。別の、教員の秘書的業務を行っていた事務助手(大学を卒業したばかりの若い女性)が私からの頼まれごとを行うと、藤川氏から何かにつけて叱りつけられ、ノイローゼ気味になった。

⑦法文学部教授会(総勢100名余りが一堂に会する)は、月に1回程度、法学科会議が、やはり月に1回程度あり、出席はしていたものの、全く、他の教員らとの会話もなく、会議において、もっぱら自分に関わる議題において発言をしていた。それを指して、「あいつは自分のことばかり言う。みんなに関わることには関心がない、エゴイストである」などのことがよく言われた。

⑧入試の試験監督業務は、当時は、年に1回か2回当たるものであった。この業務は教員らを、数名の教員のグループに分け、各試験会場(教室)を担当するのであるが、私との組み合わせを嫌がる教員があり、私のグループに配置された担当者が、直前に入れ替わるということがままあった。

~~文書にはあった「講座会議」という文言が、学科決議とされる文書には欠けている。私は、解職以来、最近に至るまで、講座会議の通知を受けたことがなかったのも、その意味を正確に理解できなかった。~~

~~以上のように、これらの文書は、重要ではない職務の情報を装い、それで教室の扉に隠されることを知っている法学科教員らが、私に知らせるために、使ったものである。これは、私に不利な証拠の摘取である。~~

⑩これら文書の交付される以前には、以上のような環境において、私の採用に関係した矢野教授、及び、実際の採用担当者であった宮崎助教授に対して、何度も、講師昇任を強く申し入れたが、全く、取り合われなかった。矢野教授は、他の講座の問題であるから無関係であるとし、宮崎氏は、「講座の皆さんが良いと思う必要がある」との、一点張りであった。前記のような他の教員らの問題点を指摘しても、むしろ私の精神異常というような言い方をされる始末で、一方的に、私を悪者であると決めつけるような態度に終始する。どうにもならないような憤りと、絶望感を抱いた。

⑪その後は、この両者との会話もなくなる。上記のような嫌がらせはほんの一例であり、以降も日常的に行われていた。2、3年に一度、他学科出身の法文学部学部長に、私の研究室に備え付けの電話で呼び出され、学部長との面談が、形式的に実施されていた。その都度、以上のような、他の教員らの問題点を指摘し、講師昇任を要求した。例えば、平成3年11月より同9年3月まで学部長であった、人文学科出身の溝口兢一氏も、私との面談時に、「法学科の人に頼まれて、お話を伺う」とされたのであり、終始穏やかな雰囲気であり、私の業務遂行についての指摘など一切なく、私の方から法学科教員らのハラスメントを訴え、講師昇任を強く願い出たのであるが、何の進展も無かった。平成9年4月より同11年3月まで学部長であった、人文学科出身の小松光三氏は、他の法学科教員らと私との「調停者として話を聞く」として、「力を貸してくれないか」と、極めて婉曲的な言い方をしたのみで、学科文書にあるような各種業務や、もとより出勤についても、一切触れられることが無かった。私の講師昇任の要求に対して積極的であったので、私の昇任人事が開始されるのではないかとの期待を抱いた。しかし、その後も何の進展も無かったのである。この二人の学部長在籍時はそれぞれ一度きり私との面談が実施された。法学科同僚教員と、私とは、全く没交渉であったと言って良い。意識的に私を顧みず、無視する態度に終始した。

⑫なお、私は最近まで知らなかったのであるが、次項において述べる~~寺本~~氏らの理系助手ないし技術職員のグループが、平成4年ないし6年ごろ、私の裸の写真とされる写真を多数の学生らに閲覧させ、このことが当時の学生らにおいて、「蜂の巣をつついたような騒ぎ」となっていた。このことを~~寺本~~氏らの通常接する可能性のある学部の学生以外の、文系学部の学生らも「口々に噂しており、知らないものがない」というほどであったという。平成4年に東長戸宿舎に入居後、盛夏においては裸で寝ていたため、私の居室に住居侵入の上、撮影された可能性がある。

2、事務部及び宿舎内の嫌がらせ

この間の私に対する嫌がらせの実態について、退職した他の教員や職員らから、私の知り得た情報を整理してみる。

法文学部事務部及び私の居住する愛媛大学東長戸宿舎に住居を有する職員らに対して、法学科教員らによって、「すぐどこか(他大学)に移るやつで、愛媛大学を食い物にしている」、同性愛などの中傷が行われていた。

- 幾人かの理系助手ないし技術職員のグループが、宿舎及び大学構内で、私に対する嫌がらせを繰り返していた。このグループの中心人物は、東長戸宿舎2棟232号に入居後、

平成5年には1棟131号室に転居した〇〇氏(工学部技官)である。グループには、当時より3棟343号室に入居している〇〇氏(当時、理学部助手)と〇〇氏(当時、教養部技官)夫妻が含まれる。

- 〇〇氏は、法学科の〇〇専任教員と、遺族会の研究集会で親交があり、同教員より、前述の中傷を聞くに及んだ。
- 〇〇氏は、東長戸宿舎に住所を有する藤川研作教員と、宿舎自治会組織のメンバーであったので、従来より懇意であった。同氏からも、同様の中傷を聞き、私に対して敵意を抱いた。藤川氏は、「[私が]すぐに戻される。わしらがどんなに悔しい思いをしとるか」と、慨嘆していた。そして〇〇氏は、「法学科のため」にする私に対する嫌がらせであると周囲に吹聴していた。また、他の職員らに注意されると、逆に、そのように言って恫喝していた。

これに対して、平成4年7月に私が東長戸宿舎に入居後、警察に相談していた内容は、大学側書証として提出されているような多くのメモにあるような騒音、すなわち自室外での怒声、ドアを蹴られる等のことのほか、次のような内容がある。

- 郵便物を盗まれた。学会の開催通知を盗まれたことが何度かあり、学会事務局に問い合わせたところ、確かに発送されているはずだとされた。郵便局に調査を依頼したところ、私の住居宛に配達されたはずであるとされ、原因が不明であった。学会の開催通知はA4版ぐらいの大判の封筒に、送付者として学会の名前が印字されている。このようなものは、他人には何の価値もないので、私が学会に参加することを妨害する意図にでたものである。
- 夜中に度々コンコンという物音があり、2ないし3時間ごとに起こされる。鉄筋コンクリート造りの宿舎であるので、床に頭を付けて寝ていると、直近で音がしているように感じられるが、実際に音の出る場所がどこかは不明確である。階下であるか、あるいは階段踊り場、自室のベランダ、あるいは隣室である可能性もある。
- ベランダに干した洗濯物の盗取。下着が盗まれたことがある。
- 自室内に侵入の形跡が残されていたことがあった。ベランダそば自室内フローアに靴跡があったり、ゴミ出しの僅かな時間の間に、玄関に置いた靴の配置を変えてあったりした。いずれの場合も、特に、私の所持品等は、何も無くなっていなかった。

以上が可能であることは、宿舎建物の次のような構造が関係する。各住戸のベランダが、非常通路として鉄板によって架橋され、特に、何らの仕切りも無かったのである。従って、隣室のベランダには、平穩に、容易に侵入可能であった。入居後暫くはこのことに気づかず、5階であったために、晴れた日には良くベランダが扉やサッシを開けはなしたまま外出することがあった。上記のようなことがあってからは、戸締りに用心するようになったが、鍵のかけられた密室である場合にも、同様のことがあり、男性であっても、単身者であり、大変不安に感じた。後に分かったのであるが、以下のようにすれば可能である。ベランダ側の非常通路に面した窓は、ヨコ約120cm、タテ約134cmの、引戸式の通常のサッシであり、片側上部に引戸式の通気用小窓がある。これがヨコ約55cm、タテ約12cmである。このプラスチック製の枠が老朽化して緩んでいたため、自在に開放可能であった。サッシ自体の鍵は、通気用小窓の下限部から約56cmのところ、回転式の引戸用錠があり、先の通気用小窓から腕をいれるか、簡単な道具を使えば、容易に開けられるのであった。退室時も、この方法により施錠後、通気用小窓を閉めておけば、これが気づかれないのである。事実、私がこれに気づき、通気用小窓をガムテープで固定してからは、このような被害は生じなくなった。

また、私の隣室ないし階下の住戸が、短期間の入退去を行ったことがある点については、

むしろ意図的に当該住戸の鍵を入手して、合い鍵を作成し、未入居とした上で、上記グループが嫌がらせ目的に使用していたのである。あるいは名目的入居者の下、これがなされることもある。

上記グループは、このようなことを白昼、公然と行い、他の入居者に、黙認することを強要していたのである。大学設備管理に責任を負う本部事務部である管財係に、騒音等を相談していたが、拉致があかず、私は、むしろ警察に相談していた。しかし、警察も、相隣関係であり、民事であるとの立場から、介入しなかった。大学宿舎であることも関係したかもしれない。この警察相談の時に、担当官より、「不審なことがあったら、その時にパトカーを呼ぶよう」に指導され、乙 20 号証にあるように通報したのである。このメモによると、平成 5 年 6 月 19 日である。このときは、このメモによるとパトカー 4 台が出動した。私は、これをベランダから見ていたのであるが、2 号棟南東角に少なくとも 2 台のパトカーが駐車した。そして宿舎から中肉中背短髪的中年男性が出て来て、警察官と一言二言、言葉を交わした後、警官らは私の住居に来ること無くして、全てのパトカーが引き上げて行ったのである。私の警察相談の結果、警察が周囲の者に対して、注意喚起を行うためパトカーを 4 台も出動させたのではないかと思っている。このような私の努力があって、宿舎内での嫌がらせは沈静化していった。

なお、東長戸宿舎には、別棟であるが、藤川氏、矢野氏が当時より少なくとも平成 8 年度まで、宮崎氏は、少なくとも平成 4 年度中までは、居住しており、当時、その他の法学科所属教員らも居住していた。

このように背後にあって、暴力的な力の行使によって影響を与えている人物、グループが存在し、これらの人物らが、影響力を行使して、若手の理系助手、技術職員(新採用者)を通じて管財係に、メモのような内容を言わせた。また、ある場合には、これらの人物らが、管財係に対して、脅迫ないし威迫によって、メモを作成せしめたのである。技官ないし技術職員は自ら講師級と称しているが、職分としては事務方に属し、助手に対しては優位に立っていることを示そうとする。理系の若手にとっては、嫌がらせの対象となることを恐れて当然である。また、事務方も扱い方に相当の神経を使う。

大学側書証は、平成 4 ごろから同 6 年にかけて、私の精神状態の異常を問題とするようである。しかし、大学に就職後、平成2年ないし8年ごろにかけて、多数の研究業績を公表している。

すなわち、平成 2 年 10 月には、国際私法学会で口頭報告を行い、同年「国際的訴訟競合の規律」と題する研究ノートを発表した。これは最近も、例えば、小林秀之・村上正子著『国際民事訴訟法』（弘文堂）164頁注7に引用されるなどしている。同 3 年 6 月、4 年 3 月に論文「英米の裁判例にみる国際的訴訟差止（1）（2 完）」を完成させ、これも古田啓昌著『国際訴訟競合』（信山社）の、例えば、48頁注14、106頁注78その他複数箇所引用されるなど、

いずれも内容的に信頼性のあるものである。更に、同 6 年 11 月には、母校の紀要である阪大法学に論文を掲載され、同 8 年 3 月、同年 7 月にそれぞれ 1 本の論文を公表し、いずれも後に博士号対象論文となる『不法行為準拠法と実質法の役割』に所収した。更に、同 7 年 8 月には、国際法学会編『国際関係法辞典』、同 8 年 4 月には、『現代国取引法講義』に分担執筆した原稿を公表し、同 4 年 9 月及び 6 年 7 月には長文の判例研究、同 2 年 7 月及び 7 年 5 月にはジュリストに判例評釈を発表している。

大学側書証にあるように、幻聴、幻覚のあるような、あるいは奇声を発するような強い異常の認められる者が、このような論理的な創作を完成させ発表することなど不可能である。学会の口頭発表を無事終えることができようもない。また、この間、各種学会に参加し、学会活動を行っているが、これも可能とは思えない。また私には精神科の受診経験が無く、何らの治療、投薬なくして、これが完治されたというのであろうか。平成 19 年には、助教の授業負担が教授会決定されているのである。更に、平成 5 年 6 月に、私に対して会議出席及び学内行政業務を行うように勧告する、法学科の文書が発出されているが、そのような異常者に対する対応としては不可思議な内容であり、大学側の対応が整合的ではない。そのような理不尽な内容のメモが大量に作成され、長期間に渡り保存、職員らの閲覧に供されてきたのである。まさにかくして私の精神異常が喧伝され、私のハラスメントの主張を封じることが、どれほど学内における私の立場を貶め、私を傷つけてきたことであろうか。

5、乙20号証について。(平成19年1月18日作成)

作成者とされる西原俊彦氏は既に退職しているが、鷹揚な性格であり、細かい実務的なことは他の職員に委ねていた。この実質的作成者ないし資料提供者は、乙20号証により、平成17年3月の「進言」を行った者と思われるが、これが私宛に不審メールを送った、当時法文学部総務チーム・リーダーであった白石氏(現、法文学部事務課長)である。平成17年当時、白石氏より、私のメールアドレス(fuwa@ll.ehime-u.ac.jp)宛に、次の内容のメールが送付された。

差出人: libera@stu.ehime-u.ac.jp(白石建樹)

差出日: 2005年3月16日

件名: 不破の件

本文:

「不破 茂」のメルアドと住所をお知らせします。

メールアドレス: fuwa@ll.ehime-u.ac.jp

住所: 大阪市東淀川区井高野1丁目2-3-907

(平成9年12月9日現在)

-----<お問い合わせ>-----

法文学部 事務課総務 白石建樹

[以下、省略]

私は意味が分からず、また、名前に何の呼称もなく「呼び捨て」にするのは非常識であるとして、事務室まで同氏に抗議に行ったところ、他の事務部門の照会に応じて送付したメールが、誤って、私にも送付されたという言い訳であった。同氏によると、似た名前の人が並んでいて、間違って私のアドレスをクリックしたというのである。事務部と教員のアドレスを分けて管理するのが事務取扱に便宜であると思われるので、全く不自然な説明である。後にみる湯浅学部長との面談に向けて、故意に嫌がらせを行ったのである。メールに平成9年12月9日現在とあるのは、私の住宅ローン控除その他の所得税控除関係の、私から提出した届けを下に作成された資料によっていると思われる。同氏は、総務チームの会計関係担当者であった。

乙20号証は、表題に「総合政策学科助手不破茂に関するメモ」とあり、平成17年3月25日の項に、竹内氏からの上申書が言及されている。

私の精神能力の問題を殊更に印象付けようとする記述が目立つ。

- ・ 平成5年6月19日の項。私の異常行動とする。
- ・ 平成16年11月24日の藤川氏の発言。「危険」「精神的な病気」「雇った病院」など。
- ・ 同年11月26日。共済に対する、私の受診履歴の照会。
- ・ 平成17年5月23日、労務管理室長に対する受診の相談。
- ・ 同年6月20日、保健管理センター助教授に対する相談と、回答。

これについては、前述の通りである。その後も順調に研究業績を挙げており、空法学会における口頭報告を含む。このことが可能とはならないであろう。また、この間、大学側の誰が私の精神状態を確認していたのであろうか。保健管理センター助教授は、私と面談することが無く、一にかかって、上記の大学側資料に基づき、あるいは法文学部執行部からの一方的な説明に基づき、「診断」を下している。

特任講師という名称付与について—その後の講師昇任

文系研究者においては余り取得者が居らず、逆に、理系においては、この取得が、就職の前提であった。このことで分かるように、特任講師という立場は、講師・助教授ポストが競争的である理系教員のための（現在も、特に医学部に多い）、講師待機ポストの意味合いを有した。文系である旧法学科及び総合政策学科においては、通常、論文が、1ないし2本で、専任講師に採用ないし昇任させるため、特任講師のような中間的立場は不要であったのである。若年研究者の新規採用に関しても、理系の場合、通常、助手・助教から始まるが、文系では、講師ないし助教授・准教授から始まる。文系においては、助手・助教としての採用自体が珍しく、1ないし2年後の講師昇任を前提とした、青田刈りの意味合いが強いのである。事実、平成2年の新規採用前には、宮崎氏が採用担当者として、「論文1本で講師、論文2本で助教授になることができる。そこまでは全く問題がない。最短で2年であり、そのようになる人が多い」と、私に対して説明していた。

平成17年から19年頃にかけて、たとえ学部長が斡旋しても、私の講師昇任に対して最も強硬に反対していたのが、所属する応用法講座であった。実は、平成18年には、名目上、応用法講座において、私の講師昇任案件を進めることとなったとされ（書類審査や世話人の決定はない）、総合政策学科人事委員会に通知された。小淵学部長及び湯浅副学長（当時）ら、両者の言うところに従うと、これを小松学長（当時）に打診したところ、私の従前の勤務状況について、学長が「大変心配しておられる。このままでは全学の人事委員会を通過しない。人事を通過させるために、1年間経過を見たい」と、学部長室において、両者によって申し渡された。

全学の人事委員会というのは、全学の指揮命令系統を一元化するという目的の下、各学部・学科の上部組織として設けられたものであるが、基本的に、各学部、学科の判断を踏襲するものであり、そもそも各学部・学科の人事には関心がないのが通常である。これは、後述する、西村学部長との面談の際に、当時の赤間・学科人事委員会委員長（全学の評議会という大学最高の意思決定機関の一つの評議員を兼ねる、組織上のNo2）の言ったことから明かである。

事前の学長打診というような手続きはどこにも規定されていない。それにも関わらず、非公式な学長打診の結果、否決の可能性が高いから、全学人事委員会へ諮ることを行わず、総合政策学科人事委員会預かりにするという、極めて不自然な説明なのである。私は、憤懣やるかたない気持ちでいたが、この際、小淵学部長より、特任講師というものがあるとされ、良く分からないまま、一旦これで了承したのである。そもそも全学の学長ないし人事委員会が、教授人事であればまだしも、一介の助手の講師人事に介入することなど考えられないのである。

この特任講師の名称付与についても、私に関する本来の人事権のある応用法講座に「何の相談もなく、頭越しに決められた」として、応用法講座において強い反発があった。そこで、応用法講座の共同研究室に、小淵学部長が説明に訪れるということが行われた。結局、この件には講座は一切関与せず、学部長の提案に基づく案件として、教授会において承認されたのである。

私に訴訟をほのめかされた執行部が、私と応用法講座との板挟みになったところ、応用法講座を説得して、人事案件を進めるふりをして、時間稼ぎの挙に出たのである。人事委員会預かりとして止めてやるから、講座では人事案件そのものは承認してくれという具合にである。そして、私には、特任講師で納得させ、その場凌ぎの打開を計るということである。

平成20年4月から、西村隆誉志教授（西洋法制史、ガバメント講座、旧公法講座）が総合政策学科学部長に就任した。西村教授は、日本法制史が専門であった矢野氏に見いだされ、オーバードクターから愛媛大学に就職ができたという事情があり、矢野氏に強い恩義を抱いている。矢野氏は、転出する以前には、古株として、ガバメント講座の事実上のトップであり、総合政策学科全体に睨みのきく存在となっていたのである。

平成19年の冬季より20年にかけて、私は、特に、宮崎教授、及び、伊藤浩教授（民法、応用法講座）に、講師人事の進行について強く働きかけ、伊藤氏に対しては、もし講師人事が

進まないのであれば、当方にも考えがある旨を伝え、同20年3月頃より漸く講座内審査が開始され、10月には、辞令交付に漕ぎ着けたのである。山口和子准教授が当時の講座連絡員であり、伊藤氏を世話人として、渋谷、羽月両准教授を講座内の発議委員会委員として、審査が進行した。私としても、各委員に対して研究室まで挨拶に赴き、この間、表面上は穏便に事が運んだが、私の心労は大変なものであった。

8、昇任を阻む背景

(1) 佐々木教授(民法、応用法講座)との確執

佐々木教授は、親分肌で、宮崎氏が、長く地域創世センターという法文学部の他の部署に出向していたこともあり、現在の応用法講座における顔役的存在である。私と同じ、東長戸の大学宿舎に居住しており、同じ宿舎に居住していた藤川氏の薫陶を受け、その指示に忠実に従っていた。この佐々木氏と、平成17年に、宿舎ゴミ当番を巡る争いが生じた。佐々木氏はこの頃、東長戸宿舎の自治会組織の会長に相当する、宿舎正代表であった。ゴミ当番とは、週2回のゴミ収集日に、宿舎のゴミ収集箇所を掃除する、宿舎住人の輪番制のものであった。この件について、私が佐々木氏に電話して、不服を申し立てたところ、いきなり「お前、アホかあ」と怒鳴られ、当方も言い返し、口論となった。それ以来、確執が続いている。

(2) 藤川氏、湯浅氏の意向

特に、有力教授らにおいて、教授の意向に従わない、生意気な存在として見られており、目にもみせてやるという程の強い反感を抱かれている。

平成19年3月退官の藤川氏についてみると、研究業績の評価というより、むしろ30年間という愛媛大学への在職期間と、学内行政面での貢献によって、学部長、副学長まで上り詰めた人物である。「沈思黙考はいかん」が口癖であり、勤務時間内に、同僚諸氏とよくテニスに興じていた。特に、晩年には、講座内において、強力な指導力を発揮していた。氏が、私を厭うこととなる。その気持ちの表れが、私を、学科内で、最も下位の地位に留め、このように貶める

ことによって、溜飲を下げるというものである。それが、お前は、学科内で、只一人の助手(助教)だ、もし講師になったら、そのときは、他の講師は准教授だから、只一人の講師となる、という発言に現れている。

i) また、藤川氏の、事務方への指示で、講座教員名簿の順番を変更し、それまでは民事訴訟法を、実体法と区別して、一番最後に記載していたものを、私の担当である涉外取引法システムを、最後尾とさせた。全体として、この名簿の記載順番には、どういう意味があるのよく分からない。例えば、名前のあいうえお順ということがなく、法分野の纏まりのようでもあるが判然としない。

ii) 研究棟の事務分室にある、メールボックスについて、私のものが最下段にあり、他の全ての教員のボックスの下に位置する。これも藤川氏の指示によるものである。

iii) 平成20年度から、教授会において、名札による定足数確認のためのボードが設けられ、会議開会時に、会議室入り口に置かれたボードの名札を裏返すのであるが、これが、総合政策学科については、当初、西村学部長の指示で、あいうえお順であったところ、次の会議からは、私の名札が、総合政策学科の最後尾に位置づけられた。応用法講座の[]准教授が、「どうして私が不破さんより後になるのか」という不服を受けて、湯浅教授が事務部に指示し、変えさせたのである。

藤川教授、湯浅教授共々、私には、助手として、最下位にあることを自覚させる必要があると話していた。いずれも些細なつまらないことであるが、この感覚の徴表として理解されるのではないかと思う次第である。湯浅教授については、応用法講座の反対を押し切り、私の講師昇任に道筋をつける結果となったことから、応用法講座に負い目があり、表面上、一定の配慮を示しているとも言える。

(3) []准教授(商法、応用法講座)は、平成6年の講座勧告文に署名捺印をしている。講座内では、現在、宮崎氏に次いで、古株である。しかし、研究業績数が足りないため、教授昇任が見送られている。講座内及び旧法学系教員らの中で、氏を応援する雰囲気強い。私は[]氏の採用時に既に愛媛大学に在籍していたが、講座(当時は私法グループ)会議の開催を知らされないため、同氏の採用人事に関与していないし、疎外されてきたため、氏の採用以来、同氏と会話を交わしたことがなかった。

私の昇任否決の理由は判然としないが、「平成22年3月の状況をみて判断するという」従前の「講座の決定が絶対」であるというのが真相のようである。実質的な説明は何らなされなかったのである。すなわち講座決定に反することに対する制裁である。しかし、私にとっては、既に講座決定があったからというのは、何の理由にもならない。それも状況をみて判断するのであり、必ずその後昇任人事を開始するというのではない。講師昇任の際の様々な妨害工作を考えると、半年待たせたうえで、否決するか、あるいは理由をつけて更に先延ばしするつもりなのである。事実、このときの人事講座会議における否決の理由が、本件訴訟における大学側主張のとおりであるとする、恒久的に、私の昇任が不可能であるということになる。その後、この理由には、調査申立てをしたことに対する制裁が付け加えられる。

この日の教授会後、私からの申し出によって、学部長室において、西村学部長、赤間人事委員会委員長と面談した。

西村学部長の話で、

「講座内の問題なので、講座の皆さんが良いと思わなければだめ。それがいつになるか、3年か、5年か、あるいはもっとか、それは分からない」。個人的努力はもはや限界であるという私に対して、「それが無理なら、訴訟でも何でもやってくれ」という返答であった。

このときは、講座手続においても、学部長らに対しても、私から、訴訟なり手続の話は全く持ち出していないのに、唐突に、先方からこれを持ち出されて面食らった。むしろ訴訟をしと言われてるように受け止め、私が絶句したのである。

この時点において、私は、教授会、各種委員会（学科及び学部の入試実施委員会、及び予算委員会）、コース会議において、活発に活動しており、教員らの中で最も良く発言する一人であった。陰悪な雰囲気や邪険な物言いに対して、臆することなく、議論を行っており、以前のような没交渉ということではなくなっている。業績の追加、及び、このことを前提として、自信を持て、案件の提案を行ったのである。個人的努力は、もはや限界であると感じている。